

こじんばんごうきにゅう ともな ひつようしょるいいちらんひょう
個人番号記入に伴う必要書類一覧表

※代理権のない使用者に申請代行を依頼する場合は、個人番号を使用者に見られぬよう、封筒に入れて提出してください。

必要書類		本人が 来庁・郵送	代理人が 来庁・郵送	代理権のない 使用者が 来庁・郵送
①	本人の個人番号を確認できる書類（次のいずれか 1 点） ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し 〈郵送時は写しを送付〉	●	●	●
②	本人の身元確認ができる書類（下記の★1 点もしくは、◆2 点以上） 〈郵送時は写しを送付〉	●		●
③	代理権を確認できるもの（次のいずれか 1 点） （法定代理人の場合） 戸籍謄本その他その資格を証明する書類 （任意代理人の場合） 委任状 （上記の書類を提出することが困難な場合） 本人の障がい者手帳、各受給者証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等 →官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類 〈郵送時は写しを送付〉		●	
④	代理人の身元確認ができる書類（下記の★1 点もしくは、◆2 点以上） 〈郵送時は写しを送付〉		●	

（※ 1）やむをえない事情により個人番号がわからない場合は、
 I. 申請書等の個人番号記入欄を空白のまま提出いただくとともに
 II. 上記、①～④の書類は確認不要、となります。

（※ 2）必要書類①～④は、提示による確認を行います。郵送又は使用者による申請時で、提示による確認ができない場合には、写しの提出が必要です。

★	個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真があるものに限る）、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、（代理人の身元確認時のみ）居宅介護支援専門員証
◆	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、子育て支援医療費受給者証